

大阪府監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年8月8日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 三田 勝久

1 指摘事項に対する措置

ア 出納その他の事務

（書類管理事務の徹底について）

監査対象機関名	財団法人大阪人権博物館	
監査実施年月日	平成24年2月2日	
	監査の結果	措置の状況
	経費支出に関する発注決裁書類を確認したところ、見積書の徴収がされていないものや、書類が所在不明であるため、経費支出における発注金額が適切であるかどうかを確認することができないものがあった。	経費支出に関する発注について、会計規則に基づき、見積書の徴収を徹底し、適正な価格での発注手続を行います。また、関係書類の保管・整備の徹底に努めます。